九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
十　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による実績報告の受理
十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知
十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知
十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知
十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○農林水産省告示第八百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　(一)　保安林の所在場所　山口県山口市徳地柚木字川上西平一二一七の二八
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字川上西平一二一七の二八（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字芦谷一五八四の一、一五八四の一〇、防府市大字切畑字海老田二六五の一、二六五の二、二六六、二六七、二六八の一、二六九の一、二六九の三、二六九の七、二七〇の二、二七一の二、一二九三、字才ノ河内二八二の一、字上才ノ河内三〇四の一、三〇五・三〇六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇八の一、三〇九、三一一（次の図に示す部分に限る。）、三一二、字笠山三二三の三、周南市大字大潮字甲ノ迫二〇三の二、字甲巡八二三の二（次の図に示す部分に限る。）、字柏木八五八の二四、八五八の二六から八五八の三一まで、八五八の四七、八五八の四八、一三九七
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字芦谷一五八四の一・一五八四の一〇・字海老田二六六・二六七・一二九三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字上才ノ河内三〇五、三〇六、三一一、三〇八の一・三一二・字甲ノ迫二〇三の二・字甲巡八二三の二・字柏木八五八の二四・八五八の二八・一三九七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　保安林の所在場所　山口県防府市大字佐野字大ヂラシ一二〇、字小ヂラシ一二二、大字上右田字城山一六九の一、一六九の三七、二四六の四、二四六の一三、二四六の一四、字塔ノ岡二四四の一、二四五の三、二四五の六、字迫二四七の二、二五二の一、岩国市美和町田ノ口字小長谷二三四、二三五の一、二三六、二三七、二三九、二四一、二四三、二四七、二五一、二五六の一、周南市大字大向字座床三七三、字大段三九八の一、字田床四〇〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大ヂラシ一二〇・字城山一六九の一・一六九の三七・二四六の四・字迫二四七の二・二五二の一・字小長谷二三五の一・二三六・二五六の一・字座床三七三・字田床四〇〇の二（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月二十五日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市縁山畑字原三〇〇の四、四〇六から四〇九まで、四一二の二、四一三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字原三〇〇の四・四〇六から四〇九まで・四一二の二・四一三（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）